

合併市に関する調査

記入月日：平成17年7月1日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・長岡市（ながおかし）
合併期日	平成17年4月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県長岡市幸町2丁目1番1号（長岡市）
人口（合併直近の国調）	237,718人
面積	525.89km ²
議員定数	40人（特例による定数増7人を含む）
関係市町村名	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	長岡市	193,414	262.45	32(欠員1)	18.2
	中之島町	12,804	42.55	20	19.9
	越路町	14,271	58.44	20	23.3
	三島町	7,618	36.47	16	27.7
	山古志村	2,222	39.83	12	34.6
	小国町	7,389	86.15	18	31.6
合計	-	237,718	525.89	118	-

人口、高齢化比率：「平成12年国勢調査」

関係市町村の財政状況

平成16年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	長岡市	74,512,000	26,088,000	8,030,000	特豪、特農、農工	0.764
	中之島町	4,980,000	961,592	1,891,577	農工	0.341
	越路町	6,510,000	1,561,164	1,310,000	特豪、農工	0.516
	三島町	3,615,000	580,006	1,284,000	特農、農工	0.306
	山古志村	2,030,000	95,259	1,130,000	特豪、過疎 特農、辺地	0.113
	小国町	4,520,000	508,518	1,887,000	特豪、過疎 特農、農工、辺地	0.229
合計	-	96,167,000	29,794,539	15,532,577	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年2月24日	解散年月日：平成17年3月31日
内容	H16. 2.27～第1回合併協議会を開催、法定協議会による協議を開始 H16. 8.31 第9回合併協議会を開催、新市建設計画を承認してすべての協議を終了 H16. 9. 9 6市町村で合併協定調印式を開催 H16.10.13 6市町村議会での廃置分合議案可決を受けて、県知事へ廃置分合を申請	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度(10年間)	
基本計画の主要項目	1 新市の概況からみた可能性 2 新市将来構想の概要(基本方針) 3 新市建設計画策定について 4 新市建設の施策 5 新市建設の根幹となる新潟県事業 6 公共施設の適正配置 7 財政計画 8 新市建設計画の推進に向けて	
旧市町村庁舎の利活用	長岡市役所を本庁とし、他は支所とした。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 7 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：51.2万円	
地域審議会の設置について	有	
内容	名称：地域委員会(例-中之島地域委員会) 編入合併する町村に設置する委員の定員及び任期：14人以内、2年 所管事務：市長が重要と認める事項を委員会に諮問し、委員会は審議し、意見を答申する 新市建設計画の執行状況及び変更に関する事項 行政計画その他の計画の策定及び変更に関する事項 長岡市ふるさと創生基金を活用したまちづくりの施策に関する事項 地域固有業務に関する事項 長岡市の施策に関する事項 など	
地方税に関する特例	有	
内容	・法人市民税の法人税割を平成19年度まで不均一課税(中之島町・山古志村・小国町) ・都市計画税を平成21年度まで不均一課税(中之島町-段階的調整)	
合併特例債発行限度額(億円)	約448億円(事業), 基金38億円(基金)	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。 新市の事務所の位置：現長岡市役所の位置とする。 議会の議員の定数及び任期：定数特例を適用し、適用する期間は長岡市議会の議員の残任期間とする。 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い：長岡市の農業委員会に統合する、編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち40人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の委員として在任する。任期は長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。 一般職の職員の身分の取扱い：合併される町村の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐ。 財産の取扱い：合併される町村の財産は、すべて長岡市に引き継ぐ。 特別職の取扱い：合併される町村の町村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職する。 組織機構及び支所の取扱い：現長岡市役所を本庁とし、町村役場をその行政区域を所管する支所とする。 条例・規則等の取扱い：条例、規則は、長岡市の条例、規則を適用する。 町名・字名の取扱い：長岡市は現行どおりとし、合併される町村は「大字」を削除する。ただし、山古志村は「大字」を削除し「古志」、小国町は「大字」を削除し「小国町」をつける。 慣行の取扱い：市章及び市旗等は長岡市に統一する。
	残された課題について、簡条書きでご記入ください。
	・合併協議で合併後期間を設けて統一することとした事項の調整時期と調整内容(上下水道料金等)